

## 文京区立柳町小学校教室対策等協議会報告書

平成28年3月31日教育長報告

### 1 改築の必要性

柳町小学校校舎は、昭和38年に着工し、昭和41年に鉄筋の校舎に改築し、その後、昭和49年に図工室等のある棟を増築した。また、昭和41年には旧校舎跡地に科学庭園（「やなぎの森」）が町の篤志家やPTAにより寄贈され、昭和60年には校庭土舗装工事を行った。

柳町幼稚園は、昭和48年に新築し、平成18年に保育園部分を増築し、文京区幼保一元化施設「柳町こどもの森」として開設された。

一方近年、柳町小学校は、「文京区立小学校教室対策の検討結果報告（平成25年5月）」において「近年、通常の学級の在籍児童数が伸び始め、学級数も増えている状況にあり、通学区域内の就学前の年齢別人口の状況からこの傾向が当面は続くと考えられる。しかしながら、既存校舎内において既に普通教室への転用を進めているため、今後の将来需要に対応する教室数を確保していくことは極めて困難であり、早急に抜本的な対策を行う必要がある」とされている。

こうした状況から、区議会の議決に基づき、仮校舎の整備及び校舎の増築計画を進めてきたが、各方面から様々な意見が寄せられたため、平成26年度から進めてきた増築計画を見合わせることにし、改めて検討する場として文京区立柳町小学校教室対策等協議会（以下、「協議会」という。）を設置し、改築に当たっての前提条件に関することを検討することとした。

柳町小学校は、現在の仮校舎のみでは将来、教室が足りなくなることが見込まれる。加えて、校庭に仮校舎を整備したため、校庭が狭くなり、運動会や体育授業の実施、さらには日常の外遊び等に影響が出ているという課題がある。さらに、児童数の増加に伴って給食室、職員室なども手狭になってきている。また、同様の状況から、3つの育成室も定員いっぱいの状況となっている。

さらに、柳町こどもの森においても、給食室設計時には予定がなかった登録預かり児へ毎日給食提供があるとともに、入園を希望する園児も増えてきており、給食室が手狭なため、すべての園児に毎日給食を提供することができていない。また、このまま園児が増えると、給食の提供が難しくなる状況が想定され、かつ基本保育児保護者にも毎日給食を望む方が増え、すべての園児に毎日給食を提供するために十分な広さの給食室が必要になる。

また、子どもたちの安全確保は、最優先とされるべき課題であり、東日本大震災以後、文部科学省では避難所機能や防災対策の向上など、各自治体に東日本大震災において顕在化した課題や学校施設に係る課題の対応を求めている。

これらのことから、今後、(仮称)「文京区立柳町小学校・柳町こどもの森改築基本構想検討委員会」(以下「検討委員会」という。)を設置して、改築のための基本構想の検討を進めていく。

## 2 改築の基本理念

近年、柳町地域では、年少人口が増加しており、改築の必要性で指摘した通り児童・園児を取り巻く教育・保育環境の早急な改善が求められている。

また、今回の改築には、新学習指導要領への対応はもとより、児童・園児が安全に伸び伸びと活動できる空間、施設とするとともに、学校施設の地域への開放や避難所機能などを考慮した施設整備も求められている。さらに、「文京区教育振興基本計画」の考えも取り入れた学校づくりを行っていかなければならない。

これらのことから柳町小学校の改築にあたっては、柳町こどもの森、児童館、育成室も含めて一体的に整備することとする。

また、一体的な整備にあたっては、柳町小学校と柳町こどもの森の敷地を合わせて活用するとともに、敷地面積の有効活用を図ることとする。

また、敷地内の樹木については、これまで学校と地域とが心を込めて見守ってきたものであることや、子どもたちの自然や学校を愛する心の育成に寄与してきたものであることを十分に踏まえ、改築に際しどうしても支障となる樹木を除き、できる限り存続させることが望ましい。

これらを敷地等諸条件の中で、これまでの歴史と伝統と校風・園風等が反映された、最良となる学校・園・児童館・育成室づくりが実現するよう、施設のあり方について「検討委員会」にて検討を進めていく。

### 3 改築において配慮する事項

#### (1) 工事期間中の児童及び周辺地域への配慮

工事期間中は、安全面の確保について万全を期すとともに、児童・園児及び周辺地域への負担ができる限り軽減するよう、施設の確保、工事手法、工程において最大限に配慮するものとする。

特に、工事車両が生活道路を通過することによる周辺地域の生活環境への影響を、可能な限り軽減するべく計画することが重要である。

#### (2) 校庭・園庭面積について

校庭・園庭面積を出来るだけ広く確保する計画とすることが重要である。また、工期や工事手順を検討する段階で、校庭へ影響を極力与えないよう配慮する。

#### (3) 校舎・園舎について

一体的な整備にあたっては、合築するそれぞれの施設の運営が互いに支障とならないよう、施設の配置や動線に配慮する。また、児童の通学、園児の通園時の安全を確保する観点から、門や昇降口の位置に配慮する。

加えて、利用するすべての人が使いやすいよう、バリアフリーの施設整備を行うとともに、区の防災担当部局と調整の上、障害者、高齢者等の要配慮者も利用することを踏まえた避難所機能を備えた施設整備を行うとともに、施設の一体的な整備にあたっては、セキュリティにも十分配慮する。

#### (4) 「やなぎの森」について

「やなぎの森」の樹木については、中心部分が空洞になっている老木も含まれており、安全面からの対応も必要となっている。

また、柳町小学校及び柳町こどもの森の敷地を一体として整備することから、今後、柳町こどもの森の園児も「やなぎの森」を遊び場として使用することが想定される。

これらのことから、「やなぎの森」については、子どもたちが知的好奇心や探究心を持って、自然に親しみ、目的意識を持った観察・実験を行うことにより、科学的な見方や考え方、さらには、命を大切にする心や優しさを育むことができるよう、専門家の支援などを得て、安全面にも配慮し、整備することも検討していく。